

# 業務指示書

## モンゴル国資本市場規制・監督能力向上プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年8月27日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年9月1日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：資本市場育成に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／証券市場育成）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：証券市場育成に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 企業金融分析】

- 1) 類似業務の経験：企業金融分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年9月12日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
供与機材

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(MNT1 = 0.055 円, US\$1 = 102.39 円, EUR1 = 137.18 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 9月19日(金) ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/証券市場育成  
企業金融分析

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年9月30日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
モンゴル国資本市場規制・監督能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/証券市場育成	(32.00)	( )
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 企業金融分析	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

モンゴルでは、鉱物資源開発に伴う資本流入や石炭・銅の国際市況を追い風に、近年経済成長が加速している(2011年 17.5%、2012年 12.3%)。そうした中、同国政府はマクロ経済運営の安定化に向けて2013年財政安定化法を施行し、構造的財政収支をGDP比マイナス2%以内、公的債務残高をGDP比40%以内に抑えることを掲げている。今後の経済発展を支える上で鍵となるインフラ整備資金を調達する目的で、2012年11月には初の国債を発行するなど、従来のドナー資金に加えて、独自の資金調達も進めている。

モンゴル経済における懸念材料としては、鉱物資源開発収入への過度な依存が指摘されており、中小企業活性化を梃子にした産業構造の多様化が課題となっている。しかしこれら企業の資金調達は大半が銀行借入で、直接金融は十分に活用されてこなかった。同国では、上場企業の9割以上が市場経済化の過程で自動的に上場された旧国営企業であるが、企業の情報開示が不十分なことに加え、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス上の問題、投資家層の薄さもあり、株式の流動性は低い。資本市場の規制・監督体制も脆弱で、資本市場そのものが未成熟といえる。近年、新規株式公開を通じた資金調達ニーズが高まる兆しを見せる中、こうした問題の改善は急務である。今後同国経済を安定的な成長軌道に乗せる上では、金融システムの安定性に配慮しつつ、外国人投資家にも開かれた金融資本市場を整備し、企業の資金調達手段を多様化することが必要である。

同国で直接金融市場を含む非銀行セクター(証券、保険、マイクロファイナンス等)を監督する金融監督委員会(Financial Regulatory Commission、以下FRC)は2006年設立の若い組織であり、適切な監督実施のための人材育成、組織作り、制度設計のニーズは大きい。特に2013年5月に改正(2014年1月施行)された新証券市場法下での監督・規制のルール策定や実施体制の強化が急務である。

そのため、モンゴル政府は、日本政府に対して、モンゴル資本市場発展に係る協力を要請した。これを受けて、JICAは2014年5月に詳細計画策定調査を実施した。調査結果を踏まえ、2014年6月13日にモンゴルの資本市場の発展を目的とした「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト」(以下、本プロジェクト)として、両国間で討議議事録(Record of Discussions:R/D)の署名・交換を行った。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 上位目標

モンゴル資本市場において、市場の信頼性向上によって、新規株式公開(initial public offering.: IPO)、重複上場の活発化に向けた上場環境が強化される。

#### (2) プロジェクト目標

モンゴル資本市場において、対象機関(FRC、モンゴル証券取引所(Mongolian Stock Exchange : MSE)、その他自主規制機関)による規制・監督能力、市場参加者の理解向上等を通じて、市場の信頼性が強化される。

(3) 期待される成果

成果 1：FRC 管轄下である資本市場及び保険業、マイクロファイナンスの活性化に向けた政策委員会が設置される。

成果 2：FRC による資本市場の規制・監督能力（リスクベースアプローチ等）が強化される。

成果 3：自主規制機関のコンセプトペーパーが作成される。

成果 4：モンゴル優良企業による IPO、重複上場が実現される。

成果 5：一般国民の金融知識が向上する。

(4) 対象地域

モンゴル国ウランバートルを拠点とする。

(5) 関係官庁・機関（C/P）

相手国実施機関：金融監督委員会（Financial Regulatory Commission：FRC）

関係機関：モンゴル証券取引所（MSE）他

(6) 協力期間

2014 年 7 月～2017 年 6 月

### 3. 業務の目的

モンゴル「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D（Record of Discussions）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2014 年 6 月 13 日に JICA がモンゴル FRC と締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 金融庁、日本証券取引所グループ（JPX）等との連携

本業務の一連の活動において、コンサルタントは日本の金融庁及び JPX とも情報共有を行いながら業務を実施する。モンゴルの資本市場の規制・監督能力に係るレビュー（規制・ガイドライン等）や研修プログラムの策定などにおいては、コンサルタントは金融庁、JPX とも内容を共有・相談した上で、レビュー報告書の作成や研修プログラムの最終化を図る。

(2) 本邦研修、現地研修、セミナーの準備・実施

本邦研修並びにモンゴルにおける現地研修の一部では、日本の金融庁や

JPXからの講師派遣を予定している。研修実施に際しては、コンサルタントはプロジェクトの枠組みに基づき、C/Pの要望（日程、講義内容等）を把握するとともにモンゴルの資本市場を取り巻く環境等を整理の上、JICA、金融庁及びJPXと研修時期や研修内容等を相談し、合意を得る。なお日程決定後は、JICAが金融庁及びJPXに対して正式な要請、渡航手配等を行う。

現地研修において、金融庁やJPX等の直営専門家がモンゴルで研修や関係者と面談を行う際、コンサルタントが通訳・翻訳・現地セミナー及び研修の準備ロジなどの手配を行う。

また、本邦・現地研修における各研修資料については、金融庁及びJPXが作成した日本語あるいは英語の資料をコンサルタントがモンゴル語に翻訳する。

なお、各研修・セミナーにおける講師の役割分担は、原則として、日本の資本市場における規制や制度の紹介等日本の知見と経験を主に共有する内容については金融庁やJPXが講師を務めることとする。他方、本プロジェクトの概要、進捗の共有、モンゴルの課題に対する解決策の提示などの内容についてはコンサルタントが講師を務めることとする。

### (3) FRCの規制、監督体制に係る現状と課題（成果2）

モンゴルでは資本市場の規制・監督能力（法執行能力）が全般的に不足している。とりわけ、資本市場関係者（ブローカーやディーラー）に対する監督に関して、対象機関や検査項目の優先順位付けを行っておらず、非効率な監督実務となっている。モンゴルにおいては、証券市場法及び投資ファンド法の適切な施行が最重要課題となっているほか、効率的かつ効果的な規制・監督を実現するため、資本市場におけるリスクベースアプローチに関心を有している。

このような状況を踏まえ、成果2に係る業務では、資本市場の規制・監督能力の向上のために、FRC職員のキャパシティ・ビルディングを行う。具体的には、コンサルタントは、以下に掲げる事項を含むモンゴルFRCの規制、監督体制に係る現状と課題を整理し、金融庁や関係機関とも共有・相談の上、関係法令（含む規則、ガイドライン）の策定状況のレビューを行い、必要な法令及びガイドラインの策定に向けた支援策を策定するほか、規制・監督能力及び法執行に係る能力開発研修プログラム案の作成を行う。また、コンサルタントは、金融庁講師による講義を通じて、以下に掲げる事項（以下「重点項目」）を中心に日本の資本市場規制・監督行政の事例をFRCに対して紹介する。

- ①証券市場法及び投資ファンド法の下位法令（含む規則、ガイドライン）の策定状況
- ②法執行の強化
- ③市場への新たな金融商品の提供
- ④カスタディ業務を行う銀行業務遂行体制の整備・その監督方法
- ⑤ADR（Alternative Dispute Resolution）の導入
- ⑥上場企業の情報開示（ディスクロージャー）の適切な運用
- ⑦証券業者の顧客サービス（口座開設手続等）の向上

(4) ワーキング・グループの形成

成果3ではワーキング・グループを作成し、活動を実施する。ワーキング・グループの構成については、C/Pとも協議の上、該当する成果及び活動に係るC/P職員や関連省庁・政府機関等の担当職員等から選出する。なお、ワーキング・グループの活動については、PDMやPO及びワーク・プランの内容に準じて実施される。ワーキング・グループの運営においては、持続性の観点からC/P主体で行われることが望ましく、コンサルタントは本指示書に記載の活動項目を中心にワーキング・グループ活動の支援を行う。

(5) AFPAC研修とプロジェクトに係る協議

2014年7月27日～2014年11月29日にかけて、モンゴルFRC職員2名が来日し、金融庁アジア金融連携センター（AFPAC）において研修を受講している。本研修はプロジェクト活動の一環として行われており、本研修員（2名）もプロジェクトに係る主要C/P（プロジェクト・マネージャーを含む）であることから、コンサルタントは、契約締結後、現地派遣までの間に、金融庁やJPX、JICA本部とともに、研修員とプロジェクトの方向性に係る協議を行うように留意する。

(6) 他ドナーとの連携

資本市場分野は幅広いため他ドナーが協力する可能性もあることから、JICAモンゴル事務所及び本部に相談の上、同分野における他ドナーとの情報交換を行う。また他ドナーへの共有の観点からも、「金融・資本市場の強化および規制監督機能強化に係る情報収集・確認調査報告書」（【第3 業務実施上の条件】「4. 配布資料」④）の課題分析リスト（表6-1及び表7-8）の最新版が重要であり、本リストを毎年度更新する。最終年次の課題分析リストは業務完了報告書に反映させる。

(7) 活動に係るフィナンシャル・プランニング

プロジェクト開始後、モンゴル側の予算確保を伴う活動がある場合（FRC負担による金融知識啓発活動等）、財務面での持続可能性が確保されるよう、フィナンシャル・プランニング（コスト積算）を実施する。具体的な手順については、JICAが作成したPFMハンドブック「技術協力のパイロット事業におけるファイナンシャル・プランニング」を参考にする（同ハンドブックに関しては、【第3 業務実施上の条件】「4. 配布資料」に記載）。なお、本フィナンシャル・プランニングの趣旨は、モンゴルにおける本研修の予算確保であるため、モンゴル国予算編成状況に応じ、当年度、翌年度に加えて、必要に応じて翌々年度のフィナンシャル・プランニングを実施する。

(8) 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）

コンサルタントは、本業務に関連して開催される現地の合同調整委員会に出席し、必要に応じて、会議資料及び議事録を作成し、JICAに提出する。合同調整委員会では、プロジェクトに関係する関係機関の代表者が集い、プ

プロジェクトの進捗及び方針について確認する。合同調整委員会議長は FRC 委員長が務め、モンゴル国側メンバーとして、FRC の関連部署他、経済開発省 (Ministry of Economic Development: MED)、MSE の各局代表等が参加予定である (参加者の詳細は【第 3 業務実施上の条件】「4. 配布資料」「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト」R/D(2014 年 6 月 13 日締結)Annex IV を参照)。

また、会議を円滑に進めるために、発表等において視聴覚機材の活用を図り、問題事項、実施方針等の要点を明瞭且つ簡潔に説明する必要がある。合同調整委員会の定義、目的等は R/D に記載のとおりである。

#### (9) 広報活動

コンサルタントは、業務実施にあたって、本協力の意義や活動内容とその成果をモンゴル国・日本両国の国民各層に正しく理解してもらえよう JICA 本部およびモンゴル事務所とも相談の上、C/P を支援する。具体的には、プロジェクト・パンフレットの作成及び、プロジェクトに係る JICA ホームページのコンテンツ作成を行う。また、C/P が資本市場の活性化に係るホームページの作成、広報誌への投稿、メディアの活用、ニュースレターの発行等効果的な広報に努める場合には、コンサルタントはこれら活動を支援する。係る JICA 及び C/P の広報活動の実績及び内容に関して、コンサルタントは報告会や報告書を通じて JICA に報告する。

#### (10) モニタリングについて

プロジェクト実施に当たっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring Sheet (JICA 指定フォーム有・配布資料参照) を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸念事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素、がある。コンサルタントは、6 か月に 1 回、JCC 等での議論を踏まえながら C/P 機関と共同で Monitoring Sheet を作成し、JICA モンゴル事務所に提出する。詳細については配布資料を参照のこと。なお、これに伴い、従来の中間レビュー調査は実施しない。なお、プロジェクトの進捗状況に応じて、本部からモニタリング調査を実施することもあり得る。

#### (11) 事業完了報告書の作成について

コンサルタントは、案件終了時に当該案件の結果を取りまとめる事業完了報告書を作成する。本報告書は原則として英語で作成するものとし、記載すべき事項は配布資料を参照のこと。なお、本報告書と上記 Monitoring Sheet の導入に伴い、従来を終了時評価調査は実施しない予定である。したがって、コンサルタントは本報告書の作成に際して、C/P や関連機関等から情報収集を行い、プロジェクトの PDM で定めた上位目標、プロジェクト目標、各成果及び指標等の達成状況を確認する。

## 6. 業務の内容

本業務は、第1年次契約から第3年次契約まで、3年間のプロジェクト協力期間全体にわたり実施することとし、以下の業務内容を想定している。なお、以下では契約期間を三つに分けているが、現地作業、国内作業の区別は行っていない。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案する。なお、各活動末尾の(\*\*)は、「7. 成果品等」(2)技術協力成果品等に直接関係することを表す。

【第1年次契約期間：2014年10月～2015年7月】

コンサルタントは、以下の事項を実施する。

### <全体>

- (1) 業務計画書を作成し、JICAに提出する。
- (2) 来日中のFRC職員(\*)とともに、本プロジェクトの今後の実施方針に係る協議を行う。(\*)2014年7月27日～2014年11月29日にかけて、モンゴルFRC職員2名が金融庁において研修を受講している。
- (3) ワーク・プランを作成する。
- (4) モンゴル側に対してワーク・プランの説明・協議を行い、合同調整委員会にて承認する。
- (5) 「金融・資本市場の強化および規制監督機能強化に係る情報収集・確認調査報告書」(【第3 業務実施上の条件】「4. 配布資料」④)の課題分析リスト(表6-1及び表7-8)を毎年度更新する。
- (6) 「7. 成果品等」で示す期日に応じて、Monitoring SheetをC/Pとともに作成し、JICAモンゴル事務所に提出する。

### <成果1に係る活動>

第1年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 協力準備として、モンゴルFRCの規制、監督体制に係る現状と課題及び既存の関係法令(含む規則、ガイドライン)の策定状況を含めた資本市場の規制・監督能力に係るレビュー報告書(以下、「資本市場の規制・監督能力に係るレビュー報告書」)を作成する(\*\*)
- (2) 資本市場参加者(証券会社、発行体、投資家など)との会議を開催し、モンゴル資本市場の規制監督に係る意見交換を行う。
- (3) 政策委員会に係るコンセプトペーパー(案)を作成する(\*\*)
- (4) FRCによる政策委員会の設置状況を把握し、状況・必要に応じて支援を検討する。
- (5) 日本の経験紹介を通じて、政策委員会の活動に対し助言・支援する。

### <成果2に係る活動>

第1年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 「資本市場の規制・監督能力に係るレビュー報告書」に沿って、金融庁とも

- 相談の上、関係法令等の適切な整備に向けた支援策を策定し、実施する。(\*\*)
- (2) 金融庁とも相談の上、「資本市場の規制・監督能力向上（リスクベースアプローチ並びに「重点項目」）」をテーマとした能力開発研修プログラム（モンゴルかつ／あるいは日本で開催）を作成する。(\*\*)
  - (3) 金融庁の協力を仰ぎながら、上記（2）で作成したプログラムに沿って、FRC 及び関連機関職員を対象としたモンゴル国内研修を実施する。

#### <成果3に係る活動>

第1年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 自主規制機関（self-regulatory organization：SRO）移行に向けたワーキングチーム（参加機関：FRC、MSE、その他機関）を招集し、SRO化が適切かどうか議論する。
- (2) ワーキングチームとも意見交換の上、モンゴル資本市場の規制・監督の役割分担に係るレビュー報告書を作成する。(\*\*)
- (3) 金融庁、JPXとも相談の上、「日本資本市場の規制・監督行政における金融庁と自主規制機関の役割分担」をテーマとした能力開発研修プログラム（モンゴルかつ／あるいは日本で開催）を作成する。(\*\*)
- (4) 金融庁、JPXの協力を仰ぎながら、上記（3）で作成したプログラムに沿って、FRC 及び関連機関職員を対象とした研修（モンゴルかつ／あるいは日本で開催）を実施する。

#### <成果4に係る活動>

第1年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) IPO、重複上場の現状や規制・ガイドラインに関するレビュー報告書（以下、「IPO、重複上場レビュー報告書」）の作成を開始する。(\*\*)
- (2) 「モンゴル優良企業を対象としたIPO、重複上場に係るプロモーションセミナー」のプログラムを作成する。(\*\*)
- (3) 上記（2）で作成したプログラムに沿って、FRC、MSEとともに一連のセミナーを実施する。

#### <成果5にかかる活動>

第1年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 一般国民向けの金融知識啓発セミナーのプログラムを作成する。
- (2) 上記（1）で作成したプログラムに沿って、FRCとともに一連のセミナーを実施する。

【第2年次契約期間：2015年8月～2016年7月】

#### <全体>

- (1) 業務計画書を作成し、JICAに提出する。
- (2) ワーク・プランを作成する。
- (3) モンゴル側に対してワーク・プランの説明・協議を行い、合同調整委員会にて承認する。



- (4) 「金融・資本市場の強化および規制監督機能強化に係る情報収集・確認調査報告書」(【第3 業務実施上の条件】「4. 配布資料」④)の課題分析リスト(表6-1及び表7-8)を毎年度更新する。(\*\*)
- (5) 「7. 成果品等」で示す期日に応じて、Monitoring SheetをC/Pとともに作成し、JICAモンゴル事務所に提出する。

#### <成果1に係る活動>

第2年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 金融庁とも相談の上、政策委員会に係るコンセプトペーパー(案)を作成する。(\*\*)
- (2) FRCによる政策委員会の設置状況を把握し、状況・必要に応じて支援を検討する。
- (3) 日本の経験紹介を通じて、政策委員会の活動に対し助言・支援する。

#### <成果2に係る活動>

第2年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 「資本市場の規制・監督能力に係る報告書」に沿って、金融庁とも相談の上、関係法令等の適切な整備に向けた支援策を策定し、実施する。
- (2) 金融庁とも相談の上、「資本市場の規制・監督能力向上(リスクベースアプローチ並びに「重点項目」)」をテーマとした能力開発研修プログラム(モンゴルかつ/あるいは日本で開催)を必要に応じて更新する。(\*\*)
- (3) 金融庁の協力を仰ぎながら、上記(1)で作成したプログラムに沿って、FRC及び関連機関職員を対象としたモンゴル国内研修を実施する。

#### <成果3に係る活動>

第2年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) ワーキングチームとも意見交換の上、モンゴル資本市場の規制・監督の役割分担に係るレビュー報告書を作成する。(\*\*)
- (2) 金融庁、JPXとも相談の上、「日本資本市場の規制・監督行政における金融庁と自主規制機関の役割分担」をテーマとした能力開発研修プログラム(モンゴルかつ/あるいは日本で開催)を必要に応じて更新する。(\*\*)
- (3) 金融庁、JPXの協力を仰ぎながら、上記(2)で作成したプログラムに沿って、FRC及び関連機関職員を対象とした研修(モンゴルかつ/あるいは日本で開催)を実施する。
- (4) 金融庁、JPXとも相談の上、SRO化コンセプトペーパー(案)を作成する。(\*\*)

#### <成果4に係る活動>

第2年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 「IPO、重複上場レビュー報告書」を作成する。(\*\*)
- (2) 「モンゴル優良企業を対象としたIPO、重複上場に係るプロモーションセミナー」のプログラムを必要に応じて更新する。(\*\*)
- (3) 上記(2)で作成したプログラムに沿って、FRC、MSEとともに一連のセミ

ナーを実施する。

- (4) 「FRC 及び MSE による IPO、重複上場の審査・管理」をテーマとした能力開発研修プログラム（モンゴルあるいは日本で開催）を作成する。（\*\*）
- (5) 上記（5）で作成したプログラムに沿って、FRC 及び MSE 等を対象とした研修（モンゴルかつ／あるいは日本で開催）を実施する。

#### <成果5に係る活動>

第2年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 一般国民向けの金融知識啓発セミナーのプログラムを必要に応じて更新する。（\*\*）
- (2) 上記（1）で作成したプログラムに沿って、FRC とともに一連のセミナーを実施する。
- (3) FRC に対して、日本の啓発活動事例を紹介する。
- (4) 上記（3）の紹介事例を参考に、FRC（かつ関連機関）が啓発活動を実践する。

【第3年次契約期間：2016年8月～2017年7月】

コンサルタントは、以下の事項を実施する。

#### <全体>

- (1) 業務計画書を作成し、JICA に提出する。
- (2) ワーク・プランを作成する。
- (3) モンゴル側に対してワーク・プランの説明・協議を行い、合同調整委員会にて承認する。
- (4) 「金融・資本市場の強化および規制監督機能強化に係る情報収集・確認調査報告書」（【第3 業務実施上の条件】「4. 配布資料」④）の課題分析リスト（表6-1及び表7-8）を毎年度更新する。
- (5) 「7. 成果品等」で示す期日に応じて、Monitoring Sheet を C/P とともに作成し、JICA モンゴル事務所に提出する。
- (6) 事業完了報告書を作成し、C/P による確認の上、JICA 本部に提出する。

#### <成果1に係る活動>

第3年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) FRC による政策委員会の設置状況を把握し、状況・必要に応じて支援を検討する。
- (2) 日本の経験紹介を通じて、政策委員会の活動に対し助言・支援する。

#### <成果2に係る活動>

第3年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 「資本市場の規制・監督能力に係るレビュー報告書」に沿って、金融庁とも相談の上、関係法令等の適切な整備に向けた支援策を策定し、実施する。（\*\*）
- (2) 金融庁とも相談の上、「資本市場の規制・監督能力向上（リスクベースアプローチ並びに「重点項目」）」をテーマとした能力開発研修プログラム（モンゴ

ルかつ／あるいは日本で開催)を必要に応じて更新する。(\*\*)

- (3) 金融庁の協力を仰ぎながら、上記(1)で作成したプログラムに沿って、FRC及び関連機関職員を対象としたモンゴル国内研修を実施する。

#### <成果3に係る活動>

第3年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 金融庁、JPXとも相談の上、「日本資本市場の規制・監督行政における金融庁と自主規制機関の役割分担」をテーマとした能力開発研修プログラム(モンゴルかつ／あるいは日本で開催)を必要に応じて更新する。(\*\*)
- (2) 金融庁、JPXの協力を仰ぎながら、上記(1)で作成したプログラムに沿って、FRC及び関連機関職員を対象とした研修(モンゴルかつ／あるいは日本で開催)を実施する。また、証券会社や発行体を対象に、同内容をテーマとした一日セミナーを実施する。
- (3) 金融庁、JPXとも相談の上、SRO化コンセプトペーパー(案)を作成する。(\*\*)

#### <成果4に係る活動>

第3年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 「モンゴル優良企業を対象としたIPO、重複上場に係るプロモーションセミナー」のプログラムを必要に応じて更新する。(\*\*)
- (2) 上記(1)で作成したプログラムに沿って、一連のセミナーを実施する。
- (3) 「FRC及びMSEによるIPO、重複上場の審査・管理」をテーマとした能力開発研修プログラム(モンゴルあるいは日本で開催)を必要に応じて更新する。(\*\*)
- (4) 上記(3)で作成したプログラムに沿って、FRC及びMSE等を対象とした研修(モンゴルかつ／あるいは日本で開催)を実施する。

#### <成果5に係る活動>

第3年次において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 一般国民向けの金融知識啓発セミナーのプログラムを必要に応じて更新する。(\*\*)
- (2) 上記(1)で作成したプログラムに沿って、一連のセミナーを実施する。
- (3) FRCに対して、日本の啓発活動事例を紹介する。
- (4) 上記(3)の紹介事例を参考に、FRC(かつ関連機関)が啓発活動を実践する。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は事業完了報告書とする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1年次	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	2014年11月下旬	和文：5部
	ワーク・プラン	2014年2月下旬	英文：5部 モ文：5部
	Monitoring Sheet Ver.1 Ver.2	2014年11月下旬 2015年7月下旬	英文：5部
第2年次	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	2015年8月下旬	和文：5部
	ワーク・プラン	2015年10月下旬	英文：5部 モ文：5部
	Monitoring Sheet Ver.3 Ver.4	2016年1月下旬 2016年7月下旬	英文：5部
第3年次	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	2016年8月下旬	和文：5部
	ワーク・プラン	2016年10月下旬	英文：5部 モ文：5部
	Monitoring Sheet Ver.5 Ver.6	2017年1月下旬 2017年7月下旬	英文：5部
	事業完了報告書 (C/R)	2017年7月下旬	和文：5部 英文：5部 モ文：5部 CD-R：3枚

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと受注者で協議、確認する。なお Monitoring Sheet、事業完了報告書のフォーマットはJICAが提供し、受注者はフォーマットに基づいて作成する。なお、ワーク・プラン、Monitoring Sheet、事業完了報告書ともに、C/Pとも協議の上、作成する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（合同調整委員会の体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画

- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項（「広報活動に係る取り組み」を含む）

イ) Monitoring Sheet 記載項目（案）

- a) Progress
- b) Delay of Work Schedule and/or Problems (if any)
- c) Modification of the Project Implementation Plan
- d) Preparation of Gov. of Mongolia toward after the completion of the Project
- e) PDM
- f) PO

ウ) 事業完了報告書記載項目（案）

- a) Basic Information of the Project
  - ① Country
  - ② Title of the Project
  - ③ Duration of the Project (Planned and Actual)
  - ④ Background (from Record of Discussions(R/D))
  - ⑤ Overall Goal and Project Purpose (from Record of Discussions(R/D))
  - ⑥ Implementing Agency
- b) Results of the Project
  - ① Results of the Project
  - ② Achievements of the Project
  - ③ History of PDM Modification
  - ④ Others(Including public relation activities)
- c) Results of Joint Review
  - ① Results of Review based on DAC Evaluation Criteria
  - ② Key Factors Affecting Implementation and Outcomes
  - ③ Evaluation on the results of the Project Risk Management
  - ④ Lessons Learnt
- d) For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion
  - ① Prospects to achieve Overall Goal
  - ② Plan of Operation and Implementation Structure of the Mongolian side to achieve Overall Goal
  - ③ Recommendations for the Mongolian side
  - ④ Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation
- e) ANNEX
  - ①ANNEX 1: Results of the Project
  - ②ANNEX 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project
  - ③ANNEX 3: PDM (All versions of PDM)
  - ④ANNEX 4: R/D, M/M, Minutes of JCC (copy) (\*)
  - ⑤ANNEX 5: Monitoring Sheet (copy) (\*)

(\*): ANNEX 4、5 は内部参考資料

## (2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次の Monitoring Sheet に添付して提出することとする。

### <成果 1>

- ・資本市場の規制・監督能力に係るレビュー報告書
- ・政策委員会に係るコンセプトペーパー（案）

### <成果 2>

- ・関係法令等の適切な整備に向けた支援策報告書
- ・「資本市場の規制・監督（リスクベースアプローチ並びに「重点項目）」をテーマとした能力開発研修プログラム

### <成果 3>

- ・モンゴル資本市場の規制・監督の役割分担に係るレビュー報告書
- ・「日本資本市場の規制・監督行政における金融庁と自主規制機関の役割分担」をテーマとした能力開発研修プログラム
- ・SRO 化コンセプトペーパー（案）

### <成果 4>

- ・「IPO、重複上場レビュー報告書」
- ・「モンゴル優良企業を対象とした IPO、重複上場に係るプロモーションセミナー」のプログラム
- ・「FRC 及び MSE による IPO、重複上場の審査・管理」をテーマとした能力開発研修プログラム

### <成果 5>

- ・一般国民向けの金融知識啓発セミナーのプログラム

## (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2014年10月に開始し、以下の3つの期間に分けて実施することにより、約36ヶ月後の終了を目処とする。

- (1) 第1年次：2014年10月～2015年7月
- (2) 第2年次：2015年8月～2016年7月
- (3) 第3年次：2016年8月～2017年7月

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

第1年次	約15M/M
(全体)	約48M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／証券市場育成（2号）
- ② 企業金融分析（3号）
- ③ 直接金融
- ④ 金融法制
- ⑤ 業務調整／研修企画

##### (3) 通訳の配置

業務実施上の必要に応じ、日本語⇄モンゴル語通訳の備上を認める。なお、備上にかかる経費は、本見積りに含めること。

#### 3. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供

#### 4. 配布資料

##### 【配布資料（電子データ）】

- ① モンゴル「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト」R/D（2014年6月13日締結）※PDM（案）、PO（案）、詳細計画策定調査M/Mを含む
- ② モンゴル「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト」詳細計画策定調査結果
- ③ モンゴル「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト」Project Concept

- ④ モンゴル「金融・資本市場の強化および規制監督機能強化に係る情報収集・確認調査報告書」
- ⑤ 「PFMハンドブック：技術協力のパイロット事業におけるファイナンシャル・プランニング」（2013年12月）
- ⑥ Monitoring Sheet、事業完了報告書（テンプレート）
- ⑦ 課題別指針「金融」（2009年12月）

## 5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。

## 6. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、各年次の契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 供与機材

コンサルタントの機材調達は、一契約 1,500 万円を上限に、業務実施契約に含めることとし、JICA の指示に基づき調達することができるものとする。JICA が調達する機材については、コンサルタントは調達支援（モンゴルの事情に則した仕様書の作成や見積書の取り付け等入札に必要な書類案の作成、A4 フォームの取り付け、開梱立会い、検収等）を行う。調達予定の供与機材については、以下の供与機材リストを参照。ただし、最終的な調達機材の決定は、見積価格と予算状況を鑑み、プロジェクトにとって優先順位の高い機材を選定することとする。調達機材の決定に際しては、R/D で合意している機材供与リストに基づき、C/P 及び JICA と協議を行い、JICA の指示に従う。プロポーザルでは、可能な範囲で、具体的な調達計画を提案すること。

なお、供与機材については、今後、仕様を含め C/P と協議の上で最終決定するため、プロポーザル提出時は別見積とし、プロポーザル本体には含めない。

供与機材リスト

	Equipment	Pieces
1	Server computer	2
2	Laptop computer	1
3	Voice recorder	1
4	Projector	1
5	Color printer	1
6	Portable external hard drive	1
7	Chalkboard	1



### (3) 本邦研修・現地研修

本邦研修・現地研修の実施に際しての役割分担としては、各研修のプログラム策定及び講義の実施は金融庁、JPXが行い、それに係る情報収集、研修員選定に係る準備をコンサルタントが行うこととする。

本邦研修及び現地研修の規模や回数は現時点では未定であるが、プロポーザル作成においては、本邦研修は各年次に研修員10名に対し2週間の研修を1回ずつ想定する。また、現地研修は第1年次では研修員20名に対し1週間の研修を1回想定し、第2、第3年次ではそれぞれ研修員20名に対し1週間の研修を各2回実施することを想定する。案件開始後に関係者と相談の上、実施時期等を調整する。なおプロポーザルにおいては、本邦研修・現地研修ともに、一週間当たり計10コマ、そのうちコンサルタントによる講義は4コマと想定する。

また金融庁やJPXの現地派遣に係る出張費用（日当・宿泊費等）はJICAが負担するため、見積金額には係る費用を含めなくてよい。

### (4) 安全管理

コンサルタントは、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地での留意事項については、海外安全ホームページ及びJICAモンゴル事務所、在モンゴル日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICAモンゴル事務所と常時連絡が取れる体制を取り、現地作業時に緊急連絡網をJICAモンゴル事務所に提出し、特に地方において活動を行う場合は、移動手段等についてJICAモンゴル事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

以上